

## 第三章 旅 費

### ○蒲郡市幸田町衛生組合職員の旅費 に関する条例

(昭和五十二年三月三十一日  
条例 第二二二号)

改正 昭和六一年二月二六日条例第 四号

平成一一年 三月三〇日条例第 三号

平成一九年 三月二八日条例第 二号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百四条第三項の規定に基づき、公務のため旅行する常勤の職員（特別職の職員を含む。）に対し支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 旅費の種類その他旅費に関する必要な事項は、蒲郡市職員の旅費に関する条例（昭和二十九年蒲郡市条例第十五号。以下「蒲郡市条例」という。）の規定を準用する。

第五編 給与（蒲郡市幸田町衛生組合職員の旅費に関する条例）

(読替規定)

第三条 蒲郡市条例中「市長」とあるのは「管理者」と、「副市長」とあるのは「副管理者」と、「部長」とあるのは「参与」と、「次長」とあるのは「副参与」と、「課長」とあるのは「所長」と、「課長補佐」とあるのは「所長補佐」と、「市内」とあるのは「管内」と、「当市」、「市の機関」とあるのは「当組合」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年条例第四号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年条例第三号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第二号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。